

会津若松市あいづ創生市民会議設置要綱

(平成27年3月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のまちづくりの指針となる第7次総合計画（以下「次期総合計画」という。）の策定にあたり、計画づくりの初期段階から市民等の参加を図り、市民の視点からの意見、助言をいただく場として設置する「あいづ創生市民会議」（以下「市民会議」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を提言として市長に報告するものとする。

(1) 第6次会津若松市長期総合計画の総括に関すること。

(2) 次期総合計画に位置付ける施策に関すること。

(3) その他次期総合計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 市民会議は、市の区域内に居住する者、学識経験者及び各種団体から推薦された者30人程度の委員によって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1回の会議から平成28年3月31日までとする。

(会議)

第5条 市民会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選による。

3 会長は、市民会議を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 市民会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 市民会議において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。